

資料

- 協議会規約
別表 自治体の分担金
- 世界連邦推進事業交付金要綱
- 規定
 - ・ 交付金要綱運用
 - ・ 基金設置
 - ・ 予算運用（旅費）
- 役員名簿
- 加盟自治体

世界連邦宣言自治体全国協議会規約

昭和50年11月14日改正
昭和60年10月30日改正
平成15年10月24日改正
平成21年 7月31日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、世界連邦宣言自治体全国協議会という。

(組織)

第2条 本会は、世界連邦宣言をした地方自治体（以下「自治体」という。）をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、恒久平和達成のための国民の間に世界連邦主義を普及し自治体における連携の機関として世界平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 世界連邦運動推進のため、関係団体との協力活動を通じ世界連邦思想の普及。
- (2) 宣言自治体相互の連絡調整による世界連邦運動の展開。
- (3) 世界連邦未宣言自治体の宣言促進。
- (4) 研究会、講習会の開催。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、会長の所在地に置く。

第2章 役員

(役員構成)

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長 1 名
副 会 長 若干名

常任理事	若干名
理事	若干名
監事	2名

(役員を選任)

第7条 会長及び副会長は、総会において互選する。

- 2 常任理事及び理事の定数、常任理事、理事及び監事の選任方法等は理事に諮って、会長がこれを定める。

(任期)

第8条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員である首長が次の首長選挙において再任されたときは、元の地位に復するものとする。

(役員職務)

第9条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、これを代理する。
- 3 常任理事は、会務の処理にあたる。
- 4 理事は、理事会において重要会務を審議するほか、予算を議決し、決算の認定を行う。
- 5 監事は、会計の監査にあたる。

(顧問、相談役、参与)

第10条 本会に、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

- 2 顧問、相談役及び参与は、理事会の議決を経て会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問、相談役及び参与は、常任理事会及び理事会において意見を述べるができる。

第3章 総会

(総会の種別)

第11条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。

(開催)

第12条 総会は、毎年1回とし、臨時総会は会長が必要と認めるとき開催する。

(表決)

第13条 総会の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議長、副議長)

第14条 総会の議長は会長、副議長は、副会長及び開催地の首長がこれにあたる。

(出席者)

第15条 総会には、自治体の首長及び議会代表者が出席するものとする。但し、やむを得ないことがあるときは、その代理者を出席させることができる。

(議決)

第16条 総会は、理事会の審議を経た重要案件を議決する。

第4章 常任理事会及び理事会

(招集及び議長)

第17条 常任理事会及び理事会は、会長がこれを招集し、開催地の首長が議長となる。

(常任理事会の組織)

第18条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事、監事をもってこれを組織する。

2 常任理事会は、一般会務及び理事会から委任された事項を審議する。

(理事会の組織)

第19条 理事会は、会長、副会長、常任理事、理事及び監事をもって組織する。

2 理事会は、総会に付議する重要案件を審議、決定にあたる。

(表決)

第20条 常任理事会及び理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 会計

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(経費)

第22条 本会の経費は、自治体の分担金及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 自治体の分担金は別表のとおりとする。

(予算の議決)

第23条 本会の毎年度歳入歳出予算は、理事会の議決を経て、総会の承認を得るものとする。

(決算の認定)

第24条 本会の決算は、理事会の認定に付し、総会に報告するものとする。

第6章 事務局

(事務局の職員)

第25条 事務局には、局長及び職員を置く。

(事務局職員の委嘱)

第26条 事務局長の任免は、会長が常任理事会に諮って行うものとする。

2 職員の任免は、局長が会長の承認を得て行うものとする。

(事務局の構成及び職務分掌)

第27条 事務局の構成、職務分掌は、常任理事会に諮って会長が定める。

第7章 補則

(規約の改正)

第28条 規約の改正及び解散については、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規約は、議決の日から施行する。この規約施行の際、現に役員職にあるものは規約による役員とみなす。

別表（第22条関係）

自治体の分担金（平成2年7月31日改正）

区 分		分 担 金 額
都 道 府 県		40,000円
政 令 指 定 都 市		40,000円
市 及 び 特 別 区	人口50万人以上	25,000円
	30万人以上50万人未満	20,000円
	20万人以上30万人未満	18,000円
	10万人以上20万人未満	13,000円
	5万人以上10万人未満	10,000円
	5万人未満	8,000円
町		5,000円
村		4,000円

世界連邦推進事業交付金要綱

(趣旨)

第1条 世界連邦宣言自治体全国協議会規約第3条に定める目的を達成するために加盟自治体が行う事業に要する経費に対し、この要綱の定めるところにより予算の範囲内において世界連邦推進事業交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

(交付対象事業)

第2条 交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 「世界連邦」を標榜している事業
- (2) この交付金を受けていることを表示していること

2 前項の規定にかかわらず、他の補助金等を受けている事業は、対象外とする。また、同一の事業を継続的に交付の対象とするものではない。

(交付対象経費)

第3条 交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に直接必要な経費であって、実支出額から事業の実施により得られた収入及び寄付金その他の収入を控除した額とする。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、交付対象経費の10分の10以内とし、限度額を500千円とする。ただし、国外との交流を主とする事業については、この限りでない。

(交付申請)

第5条 交付金を受けようとする自治体の長（以下「自治体の長」という。）は、事業実施年度の前年12月末までに世界連邦推進事業交付金申請書（別記様式第1号）に事業計画書及び収支予算書を添えて会長に提出するものとする。ただし、申請期限について、会長が特に認めたときは、この限りでない。

(交付の内定等)

第6条 会長は、提出された交付申請書等の内容を審査し、副会長と協議の上、交付対象事業と交付金の額を内定するものとする。

2 会長は、前項により交付を内定した場合は、その旨を自治体の長に内示するものとする。

(事業内容の変更)

第7条 自治体の長は、前条により内定された事項を大幅に変更する必要がある場合には、速やかにその旨を会長に報告し、事前に承認を受けるものとする。

(実績報告及び交付金額の確定)

第8条 自治体の長は、交付対象事業完了後速やかに世界連邦推進事業実績報告書（別記様式第2号）に事業実績書及び収支計算書等を添えて会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の実績報告書等を受けて交付金の額を確定し、その旨を自治体の長に通知するものとする。

(交付金の請求及び交付)

第9条 自治体の長は、前条により確定された交付金の請求書（別記様式第3号）を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の請求書受領後速やかに交付金を交付するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月22日から施行する。

世界連邦宣言自治体全国協議会 規定

世界連邦推進事業交付金要綱 運用規定 (平成23年7月22日)

- 1 第1条に規定する事業の実施主体について、加盟自治体が主体となって構成する団体（実行委員会等）もこれに当たるものとする。
- 2 第3条中「交付対象事業に直接必要な経費」に含まれない経費を次に例示する。
 - (1) 高額な賃金等
 - (2) 高額な食糧費
 - (3) その他、他用途に転用可能な備品・消耗品等
- 3 実績報告は、事業完了後おおむね1か月以内に行うものとする。
- 4 別記様式第1号及び第2号中、「(3) その他参考となる書類等」とは、第2条に規定する要件に係る資料等をいう。

世界連邦推進事業基金設置規定 (平成23年7月22日)

- 1 世界連邦宣言自治体全国協議会規約第4条に規定する事業を推進するため、世界連邦推進事業基金を設置する。
- 2 基金は、「世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金」のうち加盟自治体から寄せられる募金の一部及び協議会会計の一部その他の財源をもって積み立てる。なお、中東和平基金は、この基金に引き継ぐものとする。
- 3 基金は、世界連邦推進事業交付金及び世界平和・難民救済募金事務経費等の財源に充てる場合に取り崩すことができる。

予算運用規定 (平成23年7月22日)

旅費は、鉄道賃、航空賃、日当及び宿泊料とし、最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。

区分	鉄道賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
知事、 市長等	普通料金及び急行・特急料金	3,000円	13,300円
上記以外	同上	2,200円	9,800円

- (1) 鉄道賃の急行・特急料金は片道50キロメートル以上の旅行について支給する。
- (2) 日当は、鉄道100キロメートル未満の旅行の場合は、定額の2分の1とする。
- (3) 支給対象は1件につき1自治体1人とする。ただし知事、市長等については随行1人を可とする。

世界連邦宣言自治体全国協議会 役員名簿

(平成23—24年度)

役職	自治体 (都道府県)	首長	備考
会長	綾部市 (京都府)	山崎善也	
副会長	武蔵野市 (東京都)	邑上守正	
	金沢市 (石川県)	山野之義	
常任理事	小金井市 (東京都)	稲葉孝彦	
	青梅市 (東京都)	竹内俊夫	
	焼津市 (静岡県)	清水泰	
	宇治市 (京都府)	久保田勇	
	岡山市 (岡山県)	高谷茂男	
	広島市 (広島県)	松井一實	
	松山市 (愛媛県)	野志克仁	
理事	兵庫県 (兵庫県)	井戸敏三	
	成田市 (千葉県)	小泉一成	
	福生市 (東京都)	加藤育男	
	輪島市 (石川県)	梶文秋	
	大津市 (滋賀県)	越直美	
	神戸市 (兵庫県)	矢田立郎	
	新居浜市 (愛媛県)	佐々木龍	
監事	豊島区 (東京都)	高野之夫	
	亀岡市 (京都府)	栗山正隆	

